

# 八代市立八代小学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年（改訂版）

八代市立八代小学校

## 【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめの捉え方
  - (2) いじめの未然防止について
  - (3) いじめの早期発見について
  - (4) いじめへの対処について
  - (5) 家庭や地域住民との連携について
  - (6) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめの防止等のための取組
  - (1) いじめの防止等の対策のための組織
  - (2) いじめの未然防止のための取組
  - (3) いじめの早期発見のための取組
  - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
  - (5) 学校におけるいじめへの対処
  - (6) いじめへの対処の流れ
  - (7) いじめの解消
  - (8) いじめの防止等への取組の評価
- 4 重大事態への対処
  - (1) 重大事態の意味
  - (2) 重大事態の調査、報告、対処
  - (3) 重大事態対処の流れ
- 5 基本方針の見直し及び公表

## 1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立八代小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### ＜いじめの防止等の対策に関する基本理念＞

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを旨とします。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの捉え方

#### ① いじめの定義

##### いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- いじめられた児童の立場に立って見極める。
- 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指す。

- 喧嘩やふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定されます。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) タブレットPCやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要です。

## ② いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの児童にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を

伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努めなければならない。

## (2) いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要である。いじめを生まない土壤をつくるために、全ての児童を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、児童に将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要である。

特に、児童には様々な背景（障がいのある児童、性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童等）がある児童もいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要があります。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必

要不可欠なことである。

### (3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童は多感な時期であることから、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。

また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの関わりをもち、児童たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する必要がある。

学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行うことが求められる。

### (4) いじめへの対処について

いじめが認知された場合、学校はいじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

教職員は日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

### (5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかつた場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

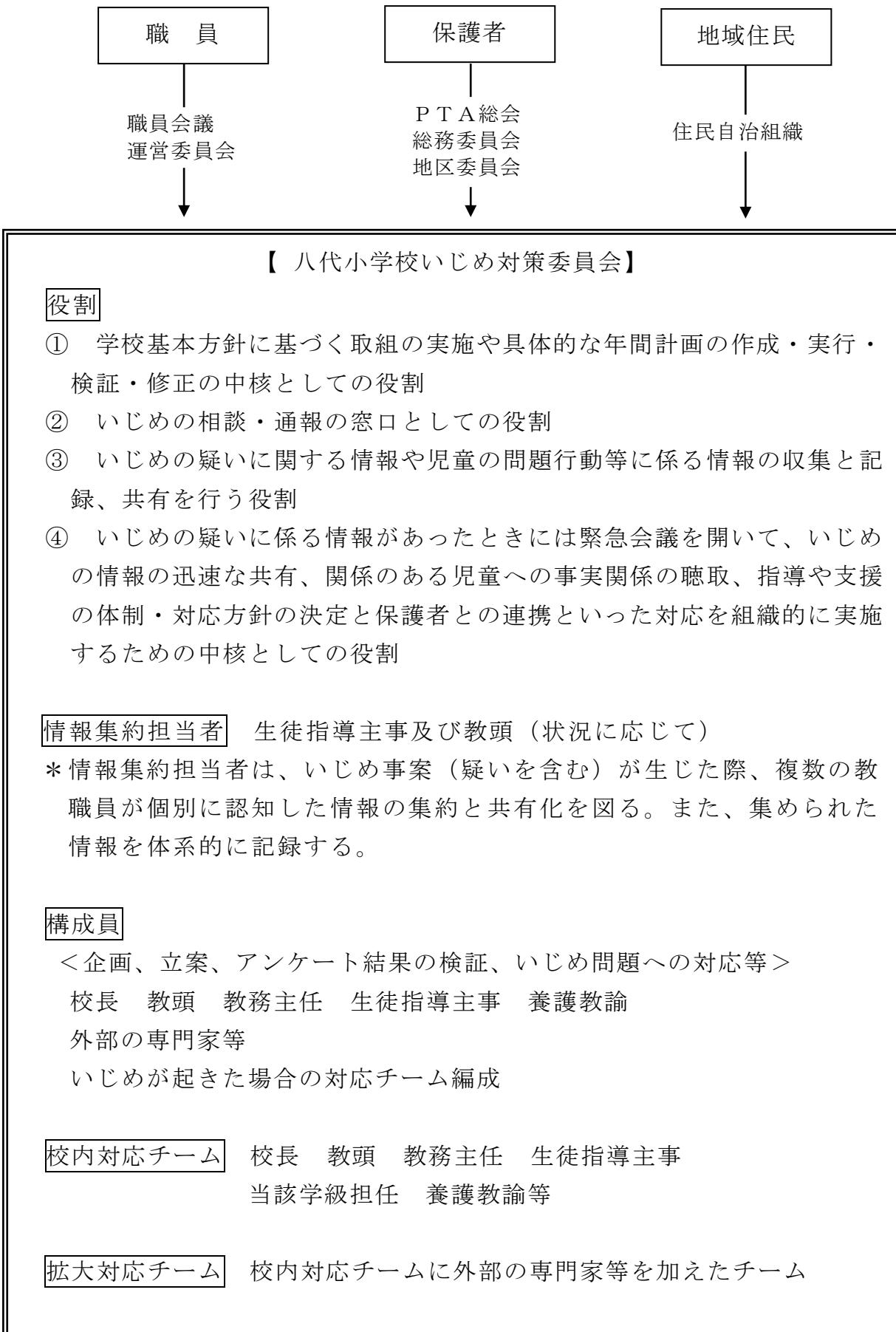
#### (6) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、学校や学校の設置者と関係機関の担当者との連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取らなければならない。

### 3 本校におけるいじめの防止等のための取組

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織



## (2) いじめの未然防止のための取組

### ① 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

ア めあて（自己決定）と、まとめ（振り返り）のある授業をする。

イ 児童の学び合いを保障し、「楽しい授業」「分かる授業」にする。

ウ 児童に対する教師の受容的・共感的態度により、児童一人一人のよさが發揮され、互いを認め合う学級づくりを進める。

エ 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。

オ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。

カ ルール（きまり）や規範が守られるような指導を継続して行う。改善の必要があれば、粘り強く毅然とした指導を徹底する。

### ② 道徳教育の充実

ア いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を行い、人権意識の高揚を図る。

イ 生命、人権、思いやりを大切にする指導の充実に努める。

### ③ 児童会活動の充実

ア 児童が、自分たちの問題として、いじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を進める。

### ④ 小中一貫・連携教育の取組

ア 第一中学校、代陽小学校、松高小学校、代陽幼稚園、松高幼稚園（六校園）との連携を進める。

イ 校区内保育園との情報交換、交流等を積極的に行う。

### ⑤ 体験活動の充実

ア 学年の教育課程や実態に応じて、ボランティア活動など社会奉仕に関わる体験活動や自然に関わる体験活動、勤労生産に関わる体験活動、職場や就業に関わる体験活動、文化や芸術に関わる体験活動、交流に関わる体験活動等を充実させる。

イ 行事、業間活動、P T A活動等による異学年交流を充実させる。

### ⑥ 校内研修の取組

ア 全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に一回以上、年間計画に位置づけ、いじめに関する校内研修を行う。

### ⑦ 生徒指導充実月間の取組

ア アンケートによる実態調査を行い、個別面談や教育相談、状況に応じて家庭訪問を行う。

イ 全校集会で、校長の講話をを行う。

### ⑧ 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

ア 実態に応じて構成した指導プログラムに基づき、学校総体として、児童の「命を大切にする心」を育む指導に取り組む。

イ ユニットによる実践を振り返り、必要に応じて補足の指導や個別の指導を行う。

### (3) いじめの早期発見のための取組

#### ① 「心のアンケート」「教育相談」及び「児童をみつめる会」の実施

ア 「心のアンケート」を毎月実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。

イ 学期に1回、全児童への教育相談を学級担任が行う。また、「心のアンケート」で気になる児童がいる場合は、その都度、学級担任が個別面談を行う。

ウ 毎月「児童をみつめる会」を行い、全職員でいじめの有無や気になる児童について共通理解を図る。

#### ② 校内相談窓口の設定と周知

ア いじめの相談は情報集約担当者及び教頭、担任へ、連絡帳や電話、来校等によることを、年度始めに全家庭に周知する。

#### ③ 電話相談窓口等の周知

ア 児童に電話相談の相談窓口（八代市教育サポートセンター、八代教育事務所等）を紹介する。

イ 各家庭に電話相談の相談窓口カードを配付する。

#### ④ 特別支援教育の視点から

ア 集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の言動や表情が示す内面的理解を深める研修などを行う。

イ 教育課程の中に構造的グループエンカウンターやソーシャルスキル、アサーションなどの社会性を伸ばす学習を位置付ける。

ウ 交流教育を実施する中で、通常学級担任や特別支援学級担任・担当、特別支援教育支援員等の複数の視点をもち記録に残すことで、児童の変化に細やかに気付けるようにする。

#### ⑤ 日々の観察

ア 昼休みや給食時間等、授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。

イ いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に知らせ、何かあつたら、速やかに学校に相談することを依頼する。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画 \*必要に応じて項目等を調整

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	始業式 入学式 見知り遠足	「命を大切にする心」を育てる指導プログラム ステージ1		学級開き 学級づくり 1学期のめあて
5月				学級の目標 人権問題学習
6月	集団宿泊（5年）		人権問題学習	
7月	終業式			1学期の反省
8月	始業式			2学期のめあて
9月		ステージ2		
10月	運動会			
11月	修学旅行（6年） 球技大会（6年）		人権月間 人権問題学習 人権集会	人権問題学習
12月	終業式			2学期の反省
1月	始業式	ステージ3		3学期のめあて
2月			人権問題学習	人権問題学習
3月	お別れ遠足 卒業式 修了式			1年間の反省

	生活科 総合的な学習の時間	児童会活動	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月	ともだちたくさんつ くろう（1年） 2年生になったよ		児童理解 児童の実態	家庭訪問
5月		歓迎レクレーション (見知り遠足)	専門部会研修 (心の教育部会)	P T A 総会
6月			中学校区レポート研 究会	
7月				教育懇談会
8月			現地研修	六校園連携会議
9月	水俣学習（5年） 戦争と平和（6年）		ソーシャルスキル教育	
10月			人権教育研修	
11月	八代探検（3年）	人権集会	A ブロック研修	
12月				
1月				
2月			人権同和教育レポー ト（総括）	学級懇談会 P T A 総会
3月	もうすぐ2年生 今のわたしこからの わたし（2年）	お別れレクレーション (お別れ遠足)		

## (5) 学校におけるいじめへの対処

### ① いじめについての事実確認

- ア いじめの状況、いじめのきっかけを聴取する。
- イ 事実に基づく聴取は、被害者→周辺児童→加害者の順で行う。
- ウ 複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- エ 加害者が、被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- オ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る正確な情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

### ② いじめられている児童への対応

- ア 心のケアや安心して学校に通学できるようにするための対応をする。
  - いかなる理由があっても、徹底して被害児童の味方になる。
  - 担任を中心に、児童にとって話しやすい教員が対応する。
  - いじめを絶対に許さない。
  - 児童のよき、優れているところを認め、励ます。
  - いじめる側の児童との今後の関係等を具体的に指導する。
  - 声かけや面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
  - 自己肯定感を回復できるよう、仲間との関係づくりを行う。

### ③ いじめている児童への対応

- ア 複数職員で対応し、記録を保存する。
- イ 対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ウ 被害者が恐れをいだいているなど、その心情に十分配慮して対応する。
  - いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
  - 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
  - 被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
  - いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁等をさせない。
  - 声かけや面談等を定期的に行い、成長を確認していく。
  - 授業や学級活動等を通して、よきを認め、プラスの行動に向かわせていく。
  - 出席停止制度について、児童・保護者に周知する。

エ 出席停止制度について、その活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図る。

### ④ 周囲の児童への対応

ア いじめは学級全体の問題であるとして対応し、いじめの問題に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

イ いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどではないこと、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

ウ 周囲ではやし立てていた児童や傍観していた児童もいじめの関係者であるとして、事実を受け止めさせる。

エ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

オ これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

カ いじめの誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

キ いじめを許さない集団づくりに向け、話し合いを深めさせる。

#### ⑤ いじめを受けた児童の保護者への対応

ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。

イ 学校として、徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について、情報提供を受ける。

#### ⑥ いじめた児童の保護者への対応

ア 事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をするとともに、相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

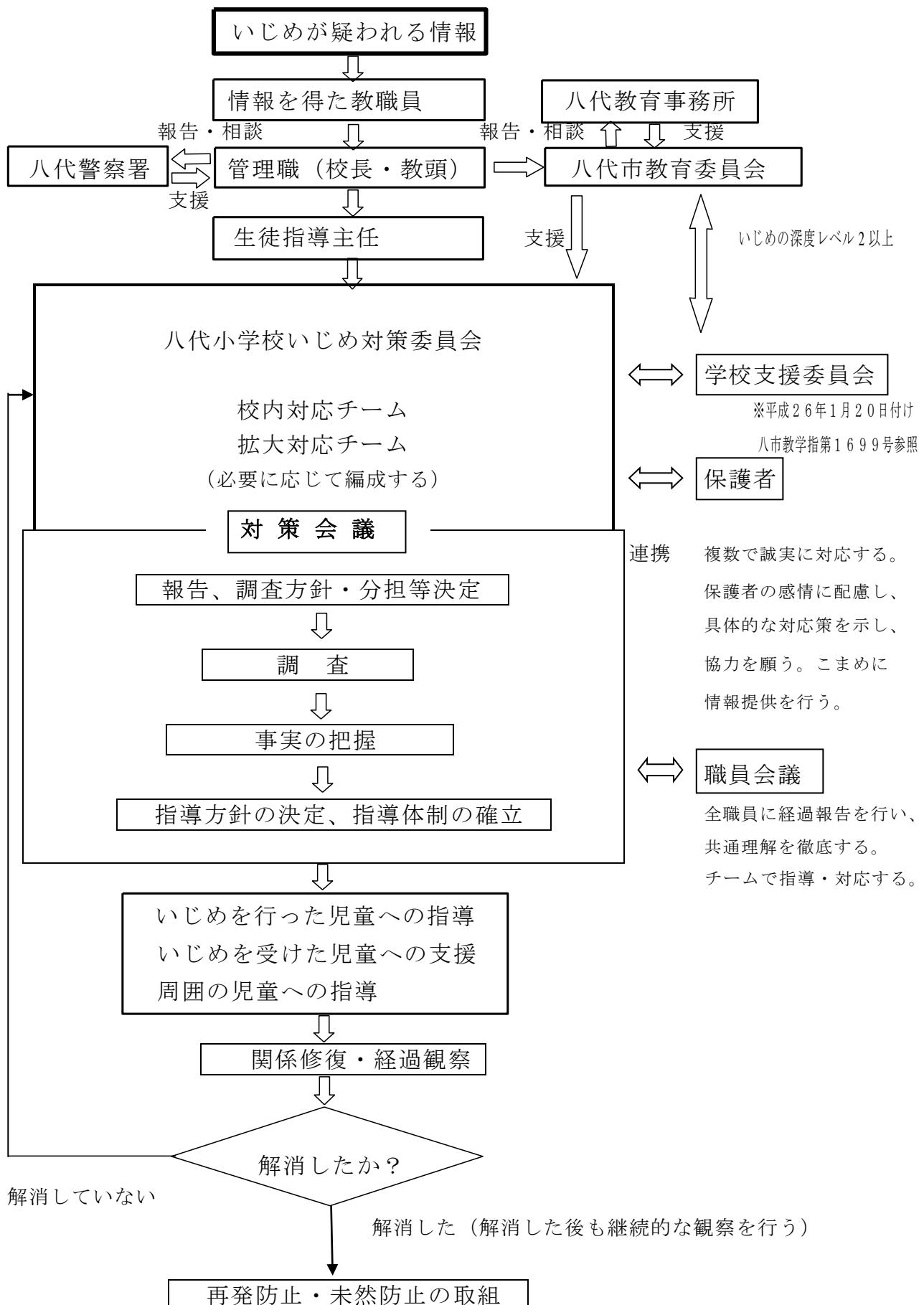
イ 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

ウ 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

#### ⑦ 保護者全体への対応

ア 必要があれば、被害者や加害者、その保護者のプライバシーに十分配慮し、教育的な配慮も行った上で、指導の経過と児童の変容の様子等を伝える。

(6) いじめ問題対処の流れ



## (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

### （ア）いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### （イ）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (8) いじめの防止対策等の取組についての評価

- ① 職員会議で「八代小学校いじめ防止対策等基本方針」の確認を行う。
- ② 年度末に、いじめ防止等の取組についての検証のための調査（児童・保護者等アンケート等）を実施する。
- ③ 調査後、速やかに調査内容を集計し公表する。
- ④ 校内研修等で、集計結果に基づいて、児童の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や未然防止の取組についてP D C Aサイクルの視点で協議する。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

（重大事態）「いじめ防止対策推進法」第28条

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」についての状況判断

- 児童が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

#### 「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日以上を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

#### 児童や保護者の申立てについて

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校として「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態だとはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者からの申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行う。

### (2) 重大事態の調査、報告、対処

#### ① 重大事態調査の目的

重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とする。なお、重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

#### ② 重大事態における平時からの備え

平時から学校の全ての教職員は、本基本方針、法や基本方針についても理解し、重大事態とは何か、どう対処すべきか認識しておくようとする。なお、各学校においては、そもそもいじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むようとする。また、学校いじめ対策組織が、個別のいじめに対する対処において実効的な役割を果たせるよう、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者など、学校外の関係者とも連携体制を構築する。

#### ③ 重大事態の調査組織の設置

調査組織（拡大対応チーム）の構成に当たっては、学校のいじめ防止等対策のための組織（校内対応チーム）を母体として、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加により、公平性・中立性を確保する。

#### ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことよりも、客観的な事実関係を速やかに調査する。**重大事態調査を行**

う前には、対象児童生徒・保護者に対して、調査の目的や調査方法、見通し等について説明し、共通理解を図る。

⑤ 児童や保護者への情報提供

調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童及び保護者へ情報を適切に提供する。この際、個人情報の保護に十分配慮するが、いたずらにそれを楯に説明を怠ることがないように留意する。

また、アンケート結果等により得られた情報については、いじめられた児童及び保護者に提供する場合があることを、事前に対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。

⑥ 市教育委員会への報告

調査結果を市教育委員会に報告する。この際、いじめを受けた児童又はその保護者から自身の所見をまとめた文書の提供があり、児童及び保護者が希望した場合は、調査結果に添えて報告する。また、報告書の作成にあたっては、事実経過に加え可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげられるようにする。

⑦ 調査結果を踏まえた措置

得られた調査結果に基づき、いじめられた児童及び保護者等へ配慮しつつ、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考に、重大事態への対処を進める。

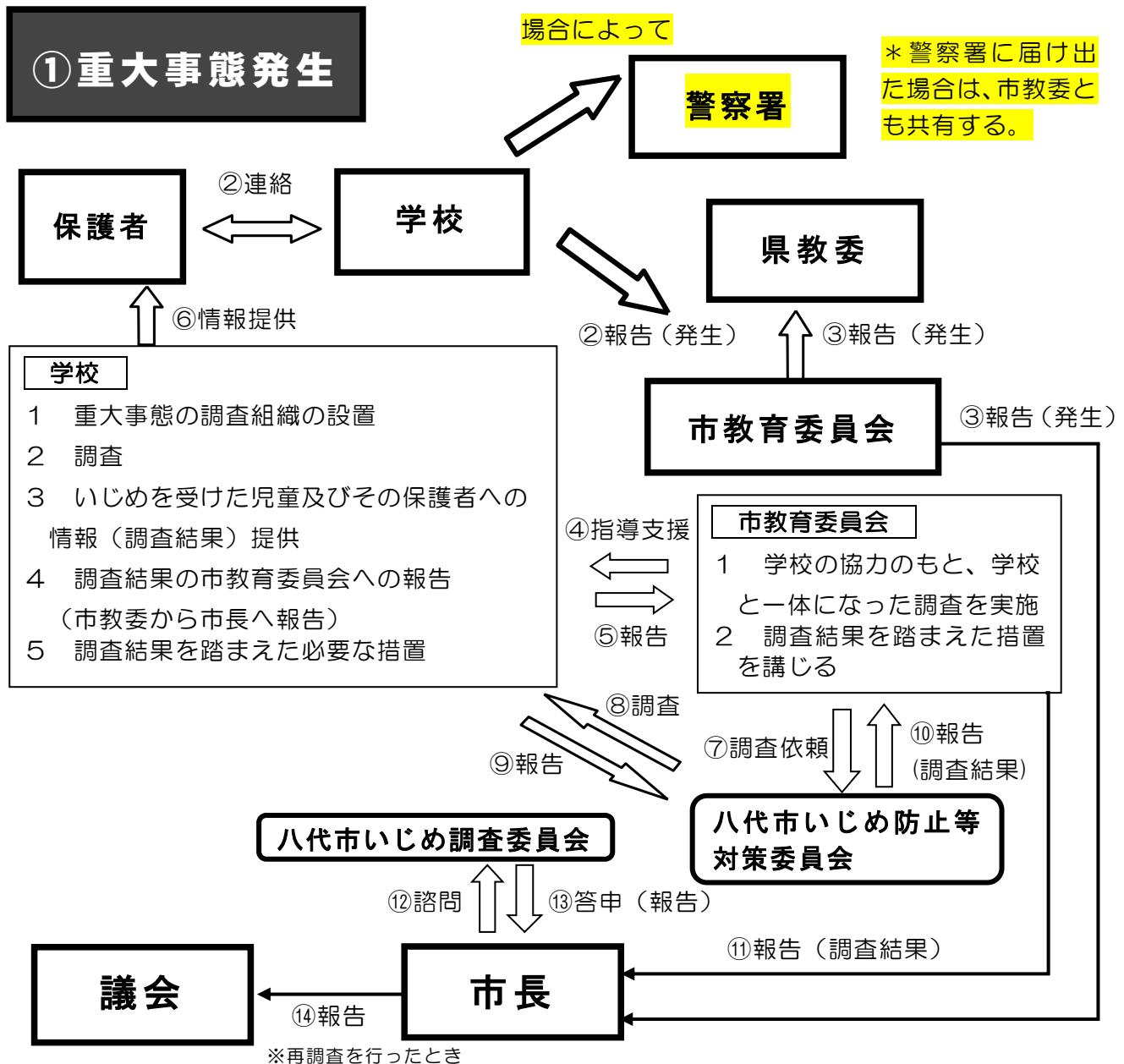
⑧ いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認める場合

対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときなど、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合や、学校のみで対応するか判断に迷う場合は、法第23条第6項に基づき直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。また、その際に学校が警察に相談・通報を行った事案については、学校と市教育委員会で共有する。

⑨ 第三者を加えた調査組織の構成を検討する場合

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案等については、調査組織の中立性・公平性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門家を加える。

### (3) 重大事態対処の流れ



## 5 基本方針の見直し及び公表

- (1) 各学期末のいじめ防止対策等の取組についての検証と併せて、「八代小学校いじめ防止対策基本方針」についても見直しを行う。

(2) 「八代小学校いじめ防止対策基本方針」は、学校HPにおいても公表する。

また、いじめ防止対策等の取組の進捗状況や得られた成果、いじめ防止等の取組についての検証のための調査（児童・保護者等アンケート）結果やそれを踏まえた取組について、適宜、情報発信を行う。必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を行う。